

関係法令（抜粋）

法令 5－20

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（指定自動車教習所の指定）

第九十九条 公安委員会は、前条第二項の規定による届出をした自動車教習所のうち、一定の種類の免許（政令で定めるものに限る。）を受けようとする者に対し自動車の運転に関する技能及び知識について教習を行うものであつて当該免許に係る教習について職員、設備等に関する次に掲げる基準に適合するものを、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき、指定自動車教習所として指定することができる。

一 政令で定める要件を備えた当該自動車教習所を管理する者が置かれていること。

二 次条第四項の技能検定員資格者証の交付を受けており、同条第一項の規定により技能検定員として選任されることとなる職員が置かれていること。

三 第九十九条の三第四項の教習指導員資格者証の交付を受けており、同条第一項の規定により教習指導員として選任されることとなる職員が置かれていること。

四 自動車の運転に関する技能及び知識の教習並びに技能検定（自動車の運転に関する技能についての検定で、内閣府令で定めるところにより行われるものをいう。以下同じ。）のための設備が政令で定める基準に適合していること。

五 当該自動車教習所の運営が政令で定める基準に適合していること。

2 公安委員会は、前項の申請に係る自動車教習所が第百条の規定により指定を取り消され、その取消の日から三年を経過しないものであるときは、同項の規定による指定をしてはならない。

（技能検定員）

第九十九条の二 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

2 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けていない者は、技能検定員となることができない。

3 技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十五歳未満の者

ロ 過去三年以内に第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

ハ 第百十七条の二の二第十二号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪（第百十七条の二の二第十二号の罪を除く。）

く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

5 公安委員会は、前項の技能検定員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に係る技能検定員資格者証の返納を命ずることができる。

一 前項第二号ロからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

二 偽りその他不正の手段により技能検定員資格者証の交付を受けたとき。

三 技能検定員の業務に関し不正な行為をし、その情状が技能検定員として不適當であると認められるとき。

6 前二項に定めるもののほか、第四項の技能検定員資格者証に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

(教習指導員)

第九十九条の三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

2 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けていない者は、教習指導員となることができない。

3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせてはならない。

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識があると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十一歳未満の者

ロ 次項において準用する前条第五項第二号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ハ 前条第四項第二号ロからニまでのいずれかに該当する者

5 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

道路交通法施行令（昭和三十五年十月十一日政令第二百七十号）

(指定自動車教習所の指定の基準)

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める要件は、次に掲げるとおりとする。

一 二十五歳以上の者であること。

二 道路の交通に関する業務における管理的又は監督的地位に三年以上あつた者その他自動

車教習所の管理について必要な知識及び経験を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

イ 法第九十九条の二第四項第二号ロに該当する者

ロ 法第百十七条の二第二項第一号若しくは第二号の罪、法第百十七条の二の二第一項第九号若しくは第二項の罪、法第百十八条第二項第三号若しくは第四号の罪、法第百十九条第二項第四号の罪又は法第百十九条の二の四第二項の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに掲げる罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

2 法第九十九条第一項第四号の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げる要件を備えた技能教習及び技能検定のための設備を有すること。

イ コース敷地の面積が八千平方メートル（専ら大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許に係る技能教習及び技能検定を行う自動車教習所にあつては、三千五百平方メートル）以上であること。

ロ コースの種類、形状及び構造が内閣府令で定める基準に適合していること。

二 技能教習及び技能検定を行うため必要な種類の自動車を備えていること。

三 前号に掲げる自動車（大型自動二輪車、普通自動二輪車及び専ら無線指導装置による教習を行う場合に使用される自動車を除く。）は、教習指導員又は技能検定員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものであること。

四 技能教習、学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。第四十三条第三項において同じ。）及び技能検定を行うため必要な建物その他の設備を備えていること。

3 法第九十九条第一項第五号の政令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法が内閣府令で定める基準に適合していること。

二 法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習が、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の日前六月の間引き続き行われていること。

三 法第九十九条第一項の申請の日前六月の間に同項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項について行う試験を受けた者のうちに内閣府令で定める基準に達する成績を得た者の占める割合が、九十五パーセント以上であること。

道路交通法施行規則〔昭和三十五年十二月三日総理府令第六十号〕

（コースの種類、形状及び構造の基準）

第三十二条 令第三十五条第二項第一号ロに規定するコースの種類に関する基準は、別表第三の一の表のとおりとする。

2 令第三十五条第二項第一号ロに規定するコースの形状及び構造に関する基準は、別表第三の二の表のとおりとする。

（教習の時間及び方法）

第三十三条 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）については、別表第四の一の表のとおりとする。
- 二 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。以下同じ。）については、別表第四の二の表のとおりとする。
- 2 現に準中型仮免許又は普通仮免許を受けている者に対する準中型免許に係る教習（次項において「準中型教習」という。）又は普通免許に係る教習（次項において「普通教習」という。）については、前項及び別表第四の規定にかかわらず、基本操作及び基本走行並びに学科(一)を行わないことができる。
- 3 現に準中型教習を受けている者が当該準中型教習に代えて普通教習を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通教習の一部を行わないこととしたときは、準中型教習を始めた日に普通教習を始めたものとする。
- 4 現に大型二輪免許に係る教習（以下この項において「大型二輪教習」という。）を受けている者が当該大型二輪教習に代えて普通二輪免許に係る教習（以下この項において「普通二輪教習」という。）を受ける場合には、第一項及び別表第四の規定にかかわらず、普通二輪教習の一部を行わないことができる。この場合において、普通二輪教習の一部を行わないこととしたときは、大型二輪教習を始めた日に普通二輪教習を始めたものとする。
- 5 令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。
 - 一 技能教習については、次のとおりとする。
 - イ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。
 - ロ 当該教習に係る免許に係る教習指導員（当該教習に用いられる自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、それぞれ大型第二種免許、大型第二種免許若しくは中型第二種免許又は大型第二種免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許を現に受けている者に限るものとし、免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下この号において同じ。）が教習を行うこと。
 - ハ 自動車（法第八十五条第二項の規定により当該教習に係る免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車又は法第八十六条第二項の規定により当該教習に係る免許について同条第一項の表の区分に従い運転することができる自動車をいう。以下このハ及びヨにおいて同じ。）又は内閣総理大臣の指定する模擬運転装置（以下「模擬運転装置」という。）により教習を行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行のうち、自動車又は模擬運転装置以外の方法によりこれらの方法と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、この限りでない。
 - ニ 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下このニにおいて同じ。）による教習（内閣総理大臣が指定する無線指導装置（以下「無線指導装置」という。）による教習を除く。）は、単独教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者一人のみが乗車して行うものをいう。以下この号において同

じ。)により行うこと。ただし、大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行のうち、複数教習（自動車による教習のうち、当該自動車に、教習指導員のほか、教習を受ける者二人又は三人が乗車して行うものをいう。以下この号において同じ。）により単独教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、複数教習により行うことができる。

ホ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習（国家公安委員会規則で定めるものに限る。）は、運転シミュレーター（模擬運転装置であつて、当該模擬運転装置による教習効果が道路における自動車による教習効果と同等であるものとして国家公安委員会が定める基準に適合するものをいう。以下同じ。）を使用して行うことができる。

ヘ 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習のうち、応用走行については、二時限（大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあっては、一時限）、運転シミュレーターを使用すること。

ト ヘに定めるもののほか、運転シミュレーターによる教習は、基本操作及び基本走行並びに応用走行について行い、かつ、その教習時間は、基本操作及び基本走行については一時限を、応用走行については三時限を超えないこと。ただし、大型二輪免許に係る教習を受ける者が現に普通二輪免許を受けている者である場合にあっては、運転シミュレーターによる教習は、応用走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は三時限を超えないこと。

チ 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、大型免許、中型免許又は準中型免許に係る教習（準中型免許に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）にあつては一時限を、準中型免許に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）にあつては三時限を、普通免許に係る教習にあつては二時限（運転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許に係る教習にあつては、一時限）を超えないこと。

リ 中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、無線指導装置による教習は、基本操作及び基本走行についてのみ行い、かつ、その教習時間は、中型免許に係る教習にあつては一時限を、準中型免許に係る教習にあつては四時限（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を、普通免許に係る教習にあつては三時限を超えないこと。

ヌ 大型免許又は大型第二種免許に係る教習のうち、中型自動車を使用して行うことにより大型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、中型自動車を使用することができる。

ル 大型免許若しくは大型第二種免許又は中型免許若しくは中型第二種免許に係る教習のうち、準中型自動車を使用することによりそれぞれ大型自動車又は中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、準中型自動車を使用することができる。

- ヲ 大型免許若しくは大型第二種免許、中型免許若しくは中型第二種免許又は準中型免許に係る教習のうち、普通自動車を使用して行うことによりそれぞれ大型自動車、中型自動車又は準中型自動車を使用する教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習については、普通自動車を使用することができる。
- ワ 準中型免許に係る教習のうち、普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができないものとして国家公安委員会規則で定める教習については、普通自動車を使用して行うこと。
- カ 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習の一部については、大型二輪免許に係る教習にあつては普通自動二輪車又は一般原動機付自転車を、普通二輪免許（小型限定普通二輪免許を除く。）に係る教習にあつては小型二輪車又は一般原動機付自転車を、小型限定普通二輪免許に係る教習にあつては一般原動機付自転車を使用することができる。
- コ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間は、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習を受ける者であつて当該教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を現に受けているものに対する教習にあつては四時限を、その他の者に対する教習にあつては三時限（基本操作及び基本走行にあつては、二時限）を超えないこと（第一種免許に係る教習を受ける者に対して一日に三時限の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。
- ク ヨの規定にかかわらず、運転することができる普通自動二輪車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない小型二輪車に限る普通二輪免許（別表第四において「AT小型限定普通二輪免許」という。）に係る教習を受ける者（大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型第二種免許、中型第二種免許、普通第二種免許又は大型特殊第二種免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊第二種免許を除く。）を現に受けている者に限る。）一人に対する一日の教習時間は、四時限（基本操作及び基本走行にあつては、三時限）を超えないこと（一日に三時限以上の教習を行う場合は、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合には、この限りでない。）。この場合において、一日に四時限の教習を行うときは、二時限目以降の教習のうちのいずれかの教習の前に一時限に相当する時間以上の休息時間を置くこと。
- ケ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行は、運転シミュレーターによる教習その他道路において行うことが交通の妨害となるおそれがあるか、又は自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができるものとして国家公安委員会規則で定める教習を行う場合を除き、道路において行うこと。
- コ レの規定により道路において行う場合を除き、自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。
- ク 基本操作及び基本走行の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ応用走行を行うこと。この場合において、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る応用走行は、当該確認を行つた日の翌日以後の日に行うこと。

ネ 応用走行の最後の教習時限において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。

ナ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行は、学科(一)を修了した者についてのみ行うこと。

ラ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては九月以内に、その他の自動車についての教習にあつては三月以内に修了すること。

ム 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル（専ら大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習を行う自動車教習所にあつては、百平方メートル）以下にならないようにして教習を行うこと。

二 学科教習については、次のとおりとする。

イ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて教習を行うこと。

ロ 第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が行うこと。

ハ 教本、視聴覚教材、模型等教習に必要な教材を使用すること。

ニ 応急救護処置に必要な知識の教習（以下「応急救護処置教習」という。）は、ロに定める者であつて公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認めるものが行うこととし、かつ、模擬人体装置（人体に類似した形状を有する装置であつて、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージその他の応急救護処置に関する実技を行うために必要な機能を有するものをいう。以下同じ。）による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。

ホ 自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。

ヘ 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型特殊免許（カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許を除く。）、大型二輪免許、普通二輪免許、大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科(二)は、技能教習の基本操作及び基本走行を修了した者についてのみ行うこと。

ト 前号ラに定める期間内に修了すること。

6 前各項に定める教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、国家公安委員会規則で定める。

（指定前における教習の基準）

第三十四条の三 令第三十五条第三項第二号の内閣府令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 教習の科目及び教習の科目ごとの教習時間の基準は、第三十三条第一項から第四項までに定めるとおりとする。

二 技能教習の方法については、第三十三条第五項第一号の規定を準用する。この場合において同号ロ中「当該教習に係る免許に係る教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導

員」と、「それぞれ大型第二種免許」とあるのは「それぞれ大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受け、かつ、大型第二種免許」と、「に限る。」とあるのは「のうちから技能教習を行う者として選任された者をいう。」と、同号ニ中「教習指導員」とあるのは「指定前技能教習指導員」と読み替えるものとする。

三 学科教習の方法については、第三十三条第五項第二号の規定を準用する。この場合において、同号ロ中「第一種免許に係る教習は第一種免許に係る教習指導員（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）及び普通自動二輪車を運転することができる免許を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。）が、第二種免許に係る教習は第二種免許に係る教習指導員」とあるのは「大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習は、大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者」と、同号ニ中「ロに定める者」とあるのは「大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る教習にあつては、第三十四条の三第一項第三号において読み替えて準用するロに定める者に限る。）」と、同号ト中「前号ラ」とあるのは「第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する第三十三条第五項第一号ラ」と読み替えるものとする。

2 前項に定める教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目は、国家公安委員会規則で定める。

（指定前における教習を修了した者に対する技能試験）

第三十四条の四 令第三十五条第三項第三号の内閣府令で定める基準は、試験に係る免許の種類に応じ、第二十四条第五項第一号又は第二号（第一種免許に係るものに限る。）に定める成績とする。

技能検定員審査等に関する規則（平成六年二月二十五日号外国家公安委員会規則第三号）

（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）

第六条 法第九十九条の二第四項第一号ハの規定により公安委員会が技能検定に関し同号イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、それぞれ第一条各号に掲げる免許の種類ごとに行うものとする。

一 技能試験に関する事務に三年以上従事した者

二 技能検定に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者

（教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定）

第十四条 法第九十九条の三第四項第一号ハの規定により公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し同号イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識がある者と認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、それぞれ第十条第一項各号に掲げる免許の種類ごとに行うものとする。

一 技能試験に関する事務に一年以上従事し、かつ、当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に関する事務に三年以上従事した者

二 自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識があると認められる者

指定自動車教習所等の教習の基準の細目に関する規則（平成十年八月十一日国家公安委員会規則第十三号）

（教習の科目の基準の細目）

第一条 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第三十三条第一項第一号に規定する技能教習（以下「技能教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

- 一 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）及び中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号から第三号までに掲げる事項
 - 二 大型免許及び中型免許に係る応用走行 別表第一第四号から第十号までに掲げる事項
 - 三 準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第一第一号及び第二号（路端における停車及び発進並びに隘路^{あい}への進入を除く。）並びに別表第二第一号から第三号までに掲げる事項（同表第一号及び第二号に掲げる事項にあっては、専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）に係る教習事項を除く。）
 - 四 準中型免許に係る応用走行 別表第一第三号から第十号まで並びに別表第二第四号、第五号（急ブレーキによる停止を行うための走行を除く。この号において同じ。）、第七号及び第八号に掲げる事項（同表第四号、第五号及び第七号に掲げる事項にあっては、貨物自動車に係る教習事項を除く。）
 - 五 普通自動車免許（以下「普通免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第二第一号から第三号までに掲げる事項
 - 六 普通免許に係る応用走行 別表第二第四号から第九号までに掲げる事項
 - 七 大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）及び普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第三第一号から第三号までに掲げる事項
 - 八 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る応用走行 別表第三第四号から第七号までに掲げる事項
 - 九 大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）、中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）及び普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る基本操作及び基本走行 別表第四第一号、第二号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第三号に掲げる事項
 - 十 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る応用走行 別表第四第四号（大型第二種免許及び中型第二種免許に係る教習にあっては、転回を除く。）及び第五号から第十号までに掲げる事項
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる技能教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。
- 一 現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型免許に係る技能教習 別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項
 - 二 現に準中型免許又は普通第二種免許を受けている者に対する中型免許に係る技能教習

別表第一第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

三 現に普通免許を受けている者（次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに^{あい}隘路への進入を除く。）及び第三号から第十号までに掲げる事項

四 現に普通第二種免許を受けている者に対する準中型免許に係る技能教習 別表第一第一号、第二号（路端における停車及び発進並びに^{あい}隘路への進入を除く。）、第三号から第五号まで及び第十号に掲げる事項

五 現に普通二輪免許を受けている者に対する大型二輪免許に係る技能教習 別表第三第一号から第六号までに掲げる事項（普通二輪免許を受けるために修得することとされている技能に係る事項を除く。）及び同表第七号に掲げる事項

六 現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する大型第二種免許に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

七 現に普通第二種免許を受けている者に対する中型第二種免許に係る技能教習 別表第四第一号、第二号（転回を除く。）、第三号、第四号（転回を除く。）、第六号及び第十号に掲げる事項

3 府令第三十三条第一項第二号に規定する学科教習（以下「学科教習」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科(一) 別表第五第一号に掲げる事項

二 大型免許、中型免許、準中型免許、普通免許、大型二輪免許及び普通二輪免許に係る学科(二) 別表第五第二号から第四号までに掲げる事項

三 大型特殊自動車免許（以下「大型特殊免許」という。）に係る学科(一) 別表第五第一号に掲げる事項

四 大型特殊免許に係る学科(二) 別表第五第四号に掲げる事項

五 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科(一) 別表第六第一号及び第二号に掲げる事項

六 大型第二種免許、中型第二種免許及び普通第二種免許に係る学科(二) 別表第六第三号から第五号までに掲げる事項

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学科教習は、それぞれ当該各号に定める事項について行う教習とする。

一 現に普通免許、大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項

二 現に大型特殊免許を受けている者（前号に該当する者を除く。）に対する大型免許又は中型免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項

三 現に普通免許を受けている者に対する準中型免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項

四 現に大型特殊免許を受けている者（前号又は次号に該当する者を除く。）に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに高速自動車国道及び自動車専用道路における普通自動車の安全な運転（以下「普通自動車の高

速運転」という。)に必要な知識

五 現に大型二輪免許又は普通二輪免許を受けている者(第三号に該当する者を除く。)に対する準中型免許又は普通免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識

六 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

七 現に大型特殊免許を受けている者(前号に該当する者を除く。)に対する大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科教習 別表第五第二号及び第三号に掲げる事項並びに大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識

八 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許を受けている者(次号に該当する者を除く。)に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第一号から第四号までに掲げる事項及び同表第五号に掲げる事項(高速自動車国道及び自動車専用道路における道路交通法(昭和三十五年法律第百五号。以下「法」という。)第八十五条第十一項の旅客自動車(以下「旅客自動車」という。)の安全な運転(以下「旅客自動車の高速運転」という。)に必要な知識並びに運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路における旅客自動車の運転(以下「経路の設定による旅客自動車の運転」という。)に必要な知識を除く。)

九 現に大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許のいずれかを受け、かつ、大型特殊自動車第二種免許(以下「大型特殊第二種免許」という。)又は^{けん}牽引自動車第二種免許(以下「^{けん}牽引第二種免許」という。)のいずれかを受けている者に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項

十 現に大型特殊第二種免許又は^{けん}牽引第二種免許を受けている者(前号に該当する者を除く。)に対する大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科教習 別表第六第二号から第四号までに掲げる事項、旅客自動車の高速運転に必要な知識及び経路の設定による旅客自動車の運転に必要な知識

(教習時間の基準の細目)

第二条 府令第三十三条第一項に規定する技能教習及び学科教習の教習時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 大型免許又は中型免許に係る応用走行(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

二 大型免許又は中型免許に係る学科(二)(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

三 準中型免許に係る基本操作及び基本走行(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。) 別表第一第一号及び第二号(路端における停車及び発進並びに^{あい}隘路への進入を除く。)に掲げる事項に係る教習を三時限行うこと。

四 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。））に対する教習に限る。） 別表第一第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

五 準中型免許に係る応用走行（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第一第三号から第六号まで及び第十号に掲げる事項に係る教習を五時限、六時限又は七時限、同表第七号に掲げる事項に係る教習を二時限、同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習を一時限並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

六 準中型免許に係る学科(二)（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。））に対する教習に限る。） 別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

七 準中型免許に係る学科(二)（現に大型特殊免許、大型特殊第二種免許又は^{けん}牽引第二種免許を受けている者（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。））に対する教習に限る。） 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

八 準中型免許に係る学科(二)（現に普通免許、大型特殊免許、普通第二種免許、大型特殊第二種免許又は^{けん}牽引第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第五第二号に掲げる事項に係る教習を二時限及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習を一時限行うこと。

九 普通免許に係る応用走行 別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十 普通免許に係る学科(二) 別表第五第二号に掲げる事項及び普通自動車の高速運転に必要な知識に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十一 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る応用走行（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第三第六号に掲げる事項に係る教習を二時限行うこと。

十二 大型二輪免許又は普通二輪免許に係る学科(二)（現に普通二輪免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第五第二号に掲げる事項及び大型自動二輪車又は普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識に係る教習を一時限行うこと。

十三 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る応用走行（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習をそれぞれ一時限行うこと。

十四 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科(一)（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第六第二号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

十五 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る学科(二)（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。） 別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を一時限行うこと。

（教習方法の基準の細目）

第三条 府令第三十三条第五項第一号ハ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合

を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第八号に掲げる事項の一部について行う教習であって、夜間対向車の灯火により^{げん}眩惑されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験することによるもの（以下「^{げん}眩惑等体験教習」という。）
 - 二 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第八号に掲げる事項の一部について行う^{げん}眩惑等体験教習
- 2 府令第三十三条第五項第一号ニ（府令第三十四条の三第一項第二号において読み替えて準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第一第十号に掲げる事項に係る教習
 - 二 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（以下「観察教習」という。）に限る。）
 - 三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）
 - 四 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第六号、第七号及び第十号に掲げる事項、別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）並びに同表第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習（別表第一第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。）
 - 五 普通免許に係る技能教習 別表第二第四号に掲げる事項（駐車又は停車を行うための走行に限る。）、同表第五号に掲げる事項（急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。）及び同表第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習
 - 六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第十号に掲げる事項に係る教習
 - 七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第五号、第七号及び第十号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教

習を行う場合におけるもの又は別表第四第七号に掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。)

- 3 府令第三十三条第五項第一号ホ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許、中型免許又は準中型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第一第三号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)

三 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。))に対する技能教習に限る。) 別表第一第三号及び第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)

四 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第三号及び第七号から第九号まで並びに別表第二第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習(別表第一第七号及び別表第二第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)

五 普通免許に係る技能教習 別表第二第五号に掲げる事項(急ブレーキによる停止を行うための走行に限る。)及び同表第七号から第九号までに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)

六 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習(現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第四第三号及び第六号から第九号までに掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う観察教習に限る。)

- 4 府令第三十三条第五項第一号ヌ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第一第三号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第三号、第六号、第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第七号に掲げる事項に係る教習にあっては、当該教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習(次項において「荷重教習」という。))に限る。)

- 三 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習
 - 四 大型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習
- 5 府令第三十三条第五項第一号ル（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第七号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う荷重教習に限る。）
 - 二 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習
 - 三 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習
- 6 府令第三十三条第五項第一号ヲ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 大型免許又は中型免許に係る技能教習（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習
 - 二 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する技能教習に限る。） 別表第一第九号に掲げる事項に係る教習
 - 三 準中型免許に係る技能教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第一第六号及び第九号並びに別表第二第三号に掲げる事項に係る教習（別表第一第六号に掲げる事項に係る教習にあつては、別表第二第八号に掲げる事項に係る教習と連続して行う場合に限る。）
 - 四 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第三号及び第六号に掲げる事項に係る教習
 - 五 大型第二種免許又は中型第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第三号、第五号、第六号及び第九号に掲げる事項に係る教習
- 7 府令第三十三条第五項第一号ワ（府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習を除く。）は、別表第二第一号、第二号、第四号、第五号、第七号及び第八号に掲げる事項に係る教習とする。

8 府令第三十三条第五項第一号レ(府令第三十四条の三第一項第二号において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める教習は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 大型免許又は中型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第一第五号に掲げる事項に係る教習

二 大型免許又は中型免許に係る技能教習(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転(以下この項において「貨物自動車の危険予測運転」という。))に必要な技能に基づく走行を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習(同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては夜間における道路での教習が困難である場合において日没時に近接した時間に自動車教習所のコースその他の設備を用いて都道府県公安委員会が適当と認める方法により行う教習(第五号及び第八号において「日没時教習」という。))又は同表第八号に掲げる事項の一部について行う^{げん}眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては自動車教習所のコースその他の設備において凍結の状態にある路面での走行に係る教習(第五号及び第八号において「凍結路面教習」という。))を行う場合に限る。第四号において同じ。)

三 準中型免許に係る技能教習(現に普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。) 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項に係る教習

四 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。))に対する技能教習に限る。) 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。))を除く。)並びに同表第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習

五 準中型免許に係る技能教習(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。) 別表第一第三号及び第五号に掲げる事項、同表第七号に掲げる事項(貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行(交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行を除く。))を除く。)並びに同表第八号及び第九号並びに別表第二第四号に掲げる事項、同表第五号に掲げる事項(方向変換及び縦列駐車を行うための走行に限る。)及び同表第七号に掲げる事項に係る教習(別表第一第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う^{げん}眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限り、別表第二第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限り、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。)

六 普通免許に係る技能教習 別表第二第四号、第五号、第七号及び第九号に掲げる事項に

係る教習（同表第四号に掲げる事項に係る教習にあつてはコースにおいて教習を行うことにより道路において行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものに限る、同表第七号に掲げる事項に係る教習にあつては交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を行う場合に限る。）

七 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習に限る。） 別表第四第六号に掲げる事項に係る教習

八 大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許に係る技能教習（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する技能教習を除く。） 別表第四第六号、第八号及び第九号に掲げる事項に係る教習（同表第八号に掲げる事項に係る教習にあつては日没時教習又は同号に掲げる事項の一部について行う眩惑等体験教習に限り、同表第九号に掲げる事項に係る教習にあつては凍結路面教習を行う場合に限る。）

第四条 前条に規定するもののほか、大型免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四時限を超えないこと。ただし、現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は三時限を超えないこと。

二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限を超えないこと。

三 府令第三十三条第五項第一号チに規定する模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと。

四 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限を超えないこと。

五 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、二時限を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、一時限を超えないこと。

七 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の有無及び種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

2 前項の規定（第四号を除く。）は、中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許	準中型免許若しくは普通第二種免許
前項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	準中型免許又は普通第二種免許

3 前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号りに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

4 第一項の規定（第四号及び第五号を除く。）及び前項の規定は、準中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	別表第一に掲げる事項にあつては五時限、別表第二に掲げる事項にあつては三時限
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許	普通第二種免許
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	別表第一に掲げる事項にあつては三時限、別表第二に掲げる事項にあつては二時限を超えないこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ三時限又は一時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第一第一号及び別表第二第一号
	行うこと	行うこと。ただし、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、別表第一第一号に掲げる事項についてのみ行うこと
第一項第六号	一時限	四時限（現に普通免許を受けている者（現に普通第二種免許を受けている者を除く。）に対す

		る教習にあつては、一時限)
第一項第七号	三時限	七時限
	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者	普通免許を受けている者(現に普通第二種免許を受けている者を除く。)
	教習にあつては、一時限	教習にあつては四時限
	一時限に	四時限に
	を減じた時限数)	を減じた時限数、現に普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては二時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、二時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)
前項	前項	次項
	別表第一第二号	別表第一第二号又は別表第二第二号若しくは第三号
	行うものとする	行うものとし、当該無線指導装置による教習の教習時間は、別表第一第二号に掲げる事項に係る教習にあつては一時限、別表第二第二号又は第三号に掲げる事項に係る教習にあつては三時限(現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限)を超えないこと

5 前項の規定により読み替えて準用する第一項及び第三項に規定するもののほか、準中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号ワに規定する普通自動車を使用しなければ教習効果をあげることができない教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては十二時限(現に大型特殊免許若しくは大型特殊第二種免許(カタピラを有する大型特殊自動車のみに係る大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を除く。以下この項において同じ。))又は大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者に対する教習にあつては、それぞれ七時限又は十時限)以上、応用走行にあつては十二時限(現に大型特殊免許又は大型特殊第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、七時限)以上行うものとする。

6 第一項の規定(第一号ただし書及び第四号から第六号までを除く。)及び第三項の規定は、

普通免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	四時限	六時限
第一項第二号	基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては二時限	四時限
第一項第三号	別表第一第一号	別表第二第一号
第一項第七号	三時限 時限数(現に中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあつては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)	四時限 時限数
第三項	前項	第六項
	別表第一第二号	別表第二第二号又は第三号

7 大型二輪免許及び普通二輪免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三条第五項第一号への規定により行う教習は、別表第三第四号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、自動車による教習を行うことが困難であると認められるものとする。

二 府令第三十三条第五項第一号トの規定により行う教習は、別表第三第二号、第四号、第五号又は第六号に掲げる事項に係る教習であつて、カーブにおける安全な速度での走行その他の運転シミュレーターにより行うことにより自動車による教習と同等の教習効果をあげることができるものと認められるものについてのみ行うこと。

8 前条に規定するもののほか、大型第二種免許に係る技能教習は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 府令第三十三条第五項第一号ニに規定する複数教習の教習時間は、四時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該二時限連続して行った教習を含め五時限）を超えないこと。ただし、現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に大型免許、中型免許、準中型免許若しくは普通免許を受けている者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあつては、それぞれ一時限又は三時限（別表第四第七号に掲げる事項に係る教習を二時限連続して行った後に引き続き別表第六第三号に掲げる事項に係る教習を行う場合にあつては、当該二時限連続して行った教習を含め四時限）を超えないこと。

二 府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターによる教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

三 府令第三十三条第五項第一号ヌに規定する中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、

基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

四 府令第三十三条第五項第一号ルに規定する準中型自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

五 府令第三十三条第五項第一号ヲに規定する普通自動車を使用して行う教習の教習時間は、基本操作及び基本走行にあつては一時限、応用走行にあつては三時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）を超えないこと。

六 府令第三十三条第五項第一号レの規定により道路において行うこととされる教習は、府令別表第四の一の表において現に受けている免許の種類に応じ規定する応用走行の教習時間から三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）以上行うこと。

9 前項の規定（第三号を除く。）は、中型第二種免許に係る教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

前項第一号	中型第二種免許若しくは普通第二種免許	普通第二種免許
	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許
前項第二号及び第四号から第六号まで	中型第二種免許又は普通第二種免許	普通第二種免許

10 第八項の規定（第三号から第五号までを除く。）は、普通第二種免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第八項第一号	現に中型第二種免許若しくは普通第二種免許を受けている者に対する教習又は現に	現に
	若しくは普通免許	又は普通免許
	者（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者を除く。）	者
	それぞれ一時限又は三時限	三時限
第八項第二号	四時限（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一時限）	四時限
第八項第六号	時限数（現に中型第二種免許又は普通第二種免許を受けている者に対する教習にあつては、一	時限数

	時限(運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、一時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数)を減じた時限数)	
--	--	--

(指定前における教習の基準の細目)

第五条 第一条、第二条及び第四条の規定は、府令第三十四条の三第二項の国家公安委員会規則で定める教習の科目並びに教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準についての細目について準用する。

関係法令（抜粋）

法令 5－21

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（技能検定員）

第九十九条の二 指定自動車教習所を管理する者は、技能検定を行わせるため、技能検定員を選任しなければならない。

2 第四項の技能検定員資格者証の交付を受けていない者は、技能検定員となることができない。

3 技能検定員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、技能検定員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより技能検定に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十五歳未満の者

ロ 過去三年以内に第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書又は修了証明書の発行に関し不正な行為をした者

ハ 第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ニ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪（第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して三年を経過していない者

ホ 次項第二号又は第三号に該当して同項の規定により技能検定員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

5 公安委員会は、前項の技能検定員資格者証の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、その者に係る技能検定員資格者証の返納を命ずることができる。

一 前項第二号ロからニまでに掲げる者のいずれかに該当するに至つたとき。

- 二 偽りその他不正の手段により技能検定員資格者証の交付を受けたとき。
 - 三 技能検定員の業務に関し不正な行為をし、その情状が技能検定員として不適当であると認められるとき。
- 6 前二項に定めるもののほか、第四項の技能検定員資格者証に関し必要な事項は、国家公安委員会規則で定める。

技能検定員審査等に関する規則〔平成六年二月二十五日号外国家公安委員会規則第三号〕

(技能検定員審査の審査方法等)

第四条 第一条第一号から第八号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等（審査方法及びその合格基準をいう。次項及び第十二条において同じ。）により行うものとする。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	法第百八条の二十八第四項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては八十五パーセント以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関	面接試験又は論文式の筆記試験によ

	する知識	り行うものとし、その合格基準は、それぞれ九十五パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

2 第一条第九号から第十一号までに掲げる技能検定員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

審査項目	審査細目	審査方法等
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績であること。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、九十五パーセント以上の成績である

		こと。
--	--	-----

（技能検定員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識を有すると認める者としての認定）

第六条 法第九十九条の二第四項第一号ハの規定により公安委員会が技能検定に関し同号イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、それぞれ第一条各号に掲げる免許の種類ごとに行うものとする。

- 一 技能試験に関する事務に三年以上従事した者
- 二 技能検定に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識を有すると認められる者（技能検定員資格者証の交付等）

第七条 法第九十九条の二第四項の規定による技能検定員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る技能検定ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる技能検定員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の技能検定員資格者証を交付することにより行うものとする。

免許の種類	技能検定員資格者証の交付を受けようとする者	技能検定員資格者証の種類
大型自動車免許	技能検定員審査（大型）に合格した者、大型自動車免許に係る技能検定員研修課程（法第九十九条の二第四項第一号ロに規定する自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程をいう。以下同じ。）を修了した者又は大型自動車免許に係る技能認定（前条の認定をいう。以下同じ。）を受けた者	技能検定員資格者証（大型）
中型自動車免許	技能検定員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（中型）
準中型自動車免許	技能検定員審査（準中型）に合格した者、準中型自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は準中型自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（準中型）

普通自動車免許	技能検定員審査（普通）に合格した者、普通自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は普通自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（普通）
大型特殊自動車免許	技能検定員審査（大特）に合格した者、大型特殊自動車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は大型特殊自動車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（大特）
大型自動二輪車免許	技能検定員審査（大自二）に合格した者、大型自動二輪車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は大型自動二輪車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（大自二）
普通自動二輪車免許	技能検定員審査（普自二）に合格した者、普通自動二輪車免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は普通自動二輪車免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（普自二）
牽（けん）引免許	技能検定員審査（牽（けん）引）に合格した者、牽（けん）引免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は牽（けん）引免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（牽（けん）引）
大型自動車第二種免許	技能検定員審査（大型二種）に合格した者、大型自動車第二種免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は大型自動車第二種免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（大型二種）
中型自動車第二種免許	技能検定員審査（中型二種）に合格した者、中型自動車第二種免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は中型自動車第二種免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（中型二種）
普通自動車第二種免許	技能検定員審査（普通二種）に合格した者、普通自動車第二種免許に係る技能検定員研修課程を修了した者又は普通自動車第二種免許に係る技能認定を受けた者	技能検定員資格者証（普通二種）

- 2 前項の技能検定員資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第四号の交付申請書を提出しなければならない。
- 3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 技能検定員審査合格証明書、法第九十九条の二第四項第一号ロに掲げる者に該当することを証する書面又は技能認定につき前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
 - 二 法第九十九条の二第四項第二号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面
- 4 第一項の技能検定員資格者証の様式は、別記様式第五号のとおりとする。

関係法令（抜粋）

法令 5－22

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（教習指導員）

第九十九条の三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

2 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けていない者は、教習指導員となることができない。

3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせてはならない。

4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。

一 次のいずれかに該当する者

イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者

ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者

ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識があると認める者

二 次のいずれにも該当しない者

イ 二十一歳未満の者

ロ 次項において準用する前条第五項第二号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

ハ 前条第四項第二号ロからニまでのいずれかに該当する者

5 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

技能検定員審査等に関する規則〔平成六年二月二十五日号外国家公安委員会規則第三号〕

（教習指導員審査の審査方法等）

第十二条 第十条第一項第一号から第八号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲

げる審査方法等により行うものとする。

審査項目	審査細目	審査方法等
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては八十五パーセント以上、その他のものにあっては九十五パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ八十パーセント以上の成績であること。

2 第十条第一項第九号から第十一号までに掲げる教習指導員審査は、次の表の上欄に掲げる審査項目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる審査細目について、同表の下欄に掲げる審査方法等により行うものとする。

審査項目	審査細目	審査方法等
------	------	-------

教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、八十五パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、八十パーセント以上の成績であること。
教習に関する知識	道路運送法第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第二条第一項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあつては八十五パーセント以上、その他のものにあつては九十五パーセント以上の成績であること。

(教習指導員審査に合格した者等と同等以上の技能及び知識がある者と認める者としての認定)

第十四条 法第九十九条の三第四項第一号ハの規定により公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し同号イ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識がある者と認める者として認定する場合における当該認定は、次の各号のいずれかに該当する者について、それぞれ第十条第一項各号に掲げる免許の種類ごとに行うものとする。

一 技能試験に関する事務に一年以上従事し、かつ、当該免許に係る教習についての指定を受けた指定自動車教習所の指導及び監督に関する事務に三年以上従事した者

二 自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関し、前号に掲げる者に準ずる技能及び知識があると認められる者

(教習指導員資格者証の交付等)

第十五条 法第九十九条の三第四項の規定による教習指導員資格者証の交付は、次の表の上欄に掲げる免許に係る自動車の運転に関する技能及び知識の教習ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる教習指導員資格者証の交付を受けようとする者に対し、同表の下欄に掲げる種類の教習指導員資格者証を交付することにより行うものとする。

免許の種類	教習指導員資格者証の交付を受けようと	教習指導員資
-------	--------------------	--------

	する者	格者証の種類
大型自動車免許	教習指導員審査（大型）に合格した者、大型自動車免許に係る教習指導員研修課程（法第九十九条の三第四項第一号ロに規定する自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程をいう。以下同じ。）を修了した者又は大型自動車免許に係る教習認定（前条の認定をいう。以下同じ。）を受けた者	教習指導員資格者証（大型）
中型自動車免許	教習指導員審査（中型）に合格した者、中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（中型）
準中型自動車免許	教習指導員審査（準中型）に合格した者、準中型自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は準中型自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（準中型）
普通自動車免許	教習指導員審査（普通）に合格した者、普通自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は普通自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（普通）
大型特殊自動車免許	教習指導員審査（大特）に合格した者、大型特殊自動車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は大型特殊自動車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（大特）
大型自動二輪車免許	教習指導員審査（大自二）に合格した者、大型自動二輪車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は大型自動二輪車免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（大自二）
普通自動二輪車免許	教習指導員審査（普自二）に合格した者、普通自動二輪車免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は普通自動二	教習指導員資格者証（普自二）

	輪車免許に係る教習認定を受けた者	
牽（けん）引 免許	教習指導員審査（牽（けん）引）に合格した者、牽（けん）引免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は牽（けん）引免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（牽（けん）引）
大型自動車第二種免許	教習指導員審査（大型二種）に合格した者、大型自動車第二種免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は大型自動車第二種免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（大型二種）
中型自動車第二種免許	教習指導員審査（中型二種）に合格した者、中型自動車第二種免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は中型自動車第二種免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（中型二種）
普通自動車第二種免許	教習指導員審査（普通二種）に合格した者、普通自動車第二種免許に係る教習指導員研修課程を修了した者又は普通自動車第二種免許に係る教習認定を受けた者	教習指導員資格者証（普通二種）

2 前項の教習指導員資格者証の交付を受けようとする者は、公安委員会に、別記様式第四号の交付申請書を提出しなければならない。

3 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 教習指導員審査合格証明書、法第九十九条の三第四項第一号ロに掲げる者に該当することを証する書面又は教習認定につき前条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面
- 二 法第九十九条の三第四項第二号イからハまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書面

4 第一項の教習指導員資格者証の様式は、別記様式第九号のとおりとする。

指定講習機関に関する規則

発令 平成2年5月16日号外国家公安委員会規則第1号

最終改正 令和6年11月1日号外国家公安委員会規則第16号

改正内容 令和6年11月1日号外国家公安委員会規則第16号[令和6年11月1日]

(指定講習機関の指定)

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第百八条の四第一項の規定による指定（以下「指定」という。）は、取消処分者講習（法第百八条の二第一項第二号に規定する講習をいう。以下同じ。）、初心運転者講習（同項第十号に規定する講習をいう。以下同じ。）又は若年運転者講習（同項第十四号に規定する講習をいう。以下同じ。）ごとに、その全部又は一部について行うものとする。

(指定の申請)

第二条 指定を受けようとする者は、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定講習（法第百八条の四第二項の特定講習をいう。以下同じ。）の業務を行う事務所の名称及び所在地
- 三 特定講習の種別
- 四 特定講習を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類
 - イ 一般社団法人又は一般財団法人（指定自動車教習所として指定された法人を除く。第三号において同じ。）定款及び登記事項証明書
 - ロ 指定自動車教習所として指定された者 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下「府令」という。）第三十七条第一項の指定書の写し
- 二 資産の総額及び資産の種類を記載した書面並びにこれを証する書面
- 三 次の申請者の区分に応じ、それぞれ次に定める者の住民票の写し（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第七条第五号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第三十条の四十五に規定する国籍等）を記載したものに限る。第五号において同じ。）及び履歴書
 - イ 一般社団法人又は一般財団法人 役員
 - ロ 指定自動車教習所として指定された者 設置者及び管理者
- 四 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号の運転適性指導員をいう。以下同じ。）又は運転習熟指導員（同項第二号の運転習熟指導員をいう。以下同じ。）で特定講習の業務に従事する者（以下「特定講習指導員」という。）の数を記載した書面

- 五 特定講習指導員の住民票の写し及び履歴書
- 六 特定講習指導員が申請者によって選任された者であることを証するに足りる書面
- 七 特定講習に使用するコース敷地の面積並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面
- 八 特定講習に使用する建物その他の設備の状況を明らかにした図面
- 九 特定講習に使用する自動車又は一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）（以下「自動車等」という。）の種類及び数を記載した書面
- 十 特定講習の細目、時間、方法等を定めた講習計画書
- 十一 その他参考となる事項を記載した書面
（運転適性指導員）

第五条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 二十五歳以上の者であること。
- 二 運転適性指導（法第百八条の四第一項第一号の運転適性指導をいう。以下同じ。）に使用する自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員の職を解任された日から起算して二年を経過していない者
 - ロ 法第百十七条の二の二第一項第九号又は法第百十七条の五第一項第二号（法第百八条の七第一項に係る部分に限る。）の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者
 - ハ 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者
- 四 運転適性指導に従事した経験の期間が三年以上の者であること。
- 五 公安委員会が行う運転適性指導についての技能及び知識に関する審査に合格し、又は国家公安委員会が指定する運転適性指導についての技能及び知識に関する講習を終了した者であること。

（取消処分者講習を行う指定講習機関の基準）

第六条 法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 運転適性指導員の数が取消処分者講習の業務を行うために必要な数以上であること。
- 二 次に掲げる設備を有すること。
 - イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 取消処分者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等（準中型自動車及び普通自動車にあっては、運転適性指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）、府令第三十三条第五項第一号ホの運転シミュレーター及び府令第三十八条第二項第三号の運転適性検査器材
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、取消処分者講習を行うために必要な建物その他の設備
- 三 取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 四 その者が取消処分者講習の業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより取消処分者講習が不公正になるおそれがないこと。
- 五 その指定を行うことによって、取消処分者講習の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

（運転習熟指導員）

第七条 法第百八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。

- 一 二十五歳以上の者であること。
- 二 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める運転免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。
 - イ 準中型自動車に係る運転習熟指導（法第百八条の四第一項第二号の運転習熟指導をいう。以下同じ。）に従事する場合 準中型自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）
 - ロ 普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合 普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）
 - ハ 大型自動二輪車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動二輪車免許
 - ニ 普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動二輪車免許又は普通自動二輪車免許
- 三 次のいずれにも該当しない者であること。
 - イ 運転習熟指導について不正な行為をしたため運転習熟指導員の職を解任された日から起算して二年を経過していない者
 - ロ 第五条第三号ロ又はハに該当する者
- 四 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに定める自動車の運転に関する技能及び知識の教習に法第九十九条の三第一項の規定により選任された教習

指導員として従事した経験の期間が三年以上の者であること。

イ 準中型自動車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動車、中型自動車又は準中型自動車

ロ 普通自動車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車

ハ 大型自動二輪車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動二輪車

ニ 普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る運転習熟指導に従事する場合 大型自動二輪車又は普通自動二輪車

五 公安委員会が行う運転習熟指導についての技能及び知識に関する審査に合格し、又は国家公安委員会が指定する運転習熟指導についての技能及び知識に関する講習を終了した者であること。

(初心運転者講習を行う指定講習機関の基準)

第八条 法第百八条の四第一項第二号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 運転習熟指導員の数が初心運転者講習の業務を行うために必要な数以上であること。

二 次に掲げる設備を有すること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル（専ら大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車に係る初心運転者講習を行う者にあつては、三千五百平方メートル）以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 初心運転者講習を行うために必要な種類及び数の自動車等（準中型自動車及び普通自動車にあつては、運転習熟指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、初心運転者講習を行うために必要な建物その他の設備

三 初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要な経理的基礎を有すること。

四 その者が初心運転者講習の業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより初心運転者講習が不公正になるおそれがないこと。

五 その指定を行うことによって、初心運転者講習の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

(若年運転者講習を行う指定講習機関の基準)

第八条の二 法第百八条の四第一項第三号の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする。

一 運転適性指導員の数が若年運転者講習の業務を行うために必要な数以上であること。

二 次に掲げる設備を有すること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表

第三に定める基準に適合するコース

- ロ 若年運転者講習を行うために必要な数の普通自動車（運転適性指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。）
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、若年運転者講習を行うために必要な建物その他の設備
- 三 若年運転者講習を適正かつ確実にを行うために必要な経理的基礎を有すること。
- 四 その者が若年運転者講習の業務以外の業務を行っているときは、当該業務を行うことにより若年運転者講習が不公正になるおそれがないこと。
- 五 その指定を行うことによって、若年運転者講習の適正かつ確実な実施を阻害することとならないこと。

道路交通法

発令 　　：昭和35年6月25日法律第105号

最終改正：令和6年6月21日号外法律第59号

改正内容：令和6年5月24日号外法律第34号[令和6年11月1日]

（指定講習機関）

第百八条の四 公安委員会は、次の各号に掲げる講習を、それぞれ当該各号に定める要件に該当すると認められるものとして指定する者（以下「指定講習機関」という。）に行わせることができる。

一 第百八条の二第一項第二号に掲げる講習（以下この条及び次条第一項において「取消処分者講習」という。） 自動車等の運転に必要な適性に関する調査及びこれに基づく指導（以下「運転適性指導」という。）について専門的知識を有する者として国家公安委員会規則で定める者（第三号及び次条において「運転適性指導員」という。）が置かれていることその他取消処分者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

二 初心運転者講習 自動車等の運転に必要な技能及び知識に関する指導（次条において「運転習熟指導」という。）について高度の能力を有する者として国家公安委員会規則で定める者（同条において「運転習熟指導員」という。）が置かれていることその他初心運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

三 若年運転者講習 運転適性指導員が置かれていることその他若年運転者講習を適正かつ確実に行うために必要なものとして国家公安委員会規則で定める基準に適合すること。

2 前項の規定による指定は、取消処分者講習、初心運転者講習又は若年運転者講習（以下「特定講習」という。）を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。

一 一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二 第百八条の十一第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

三 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第二条から第六条までの罪又はこの法律に規定する罪を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

四 法人で、その役員のうち前号に該当する者があるもの

- 4 公安委員会は、第一項の規定による指定をしたときは、当該指定に係る特定講習を行わないことができる。

関係法令（抜粋）

法令 5－29

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（運転免許取得者等教育の認定）

第百八条の三十二の二 免許（仮免許を除く。）を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対しその運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせるための教育（以下「運転免許取得者等教育」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその課程の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該課程により行う運転免許取得者等教育が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 教習指導員資格者証の交付を受けた者その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。
- 二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等教育を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。
- 三 当該課程が、交通安全教育指針に従って行われるものであり、かつ、次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準
 - ロ 第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、運転技能を向上させるとともに道路交通に関する知識を深めさせる効果がある課程の基準として国家公安委員会規則で定める基準

運転免許取得者等教育の認定に関する規則〔平成十二年一月二十六日国家公安委員会規則第四号〕

（課程の区分）

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の二第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等教育の課程の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車（第四条第三項第一号において「普通自動車等」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの
- 二 大型自動二輪車、普通自動二輪車又は一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。以下同じ。）（以下「二輪車」という。）の運転の経験が少ない者に対するもの
- 三 法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習と同等の効果を生じさせるために行うもの
- 四 高齢者に対するもの（前号に掲げるものを除く。）
- 五 気候、地形その他の地域の特性に応じた運転に関する技能及び知識を習得しようとする者に対するもの
- 六 法第百八条の二第一項第十一号に掲げる講習（道路交通法施行規則（以下「府令」とい

う。)第三十八条第十一項第一号の表の三の項に掲げる講習を除く。)と同等の効果を生じさせるために行うもの

七 大型自動二輪車又は普通自動二輪車(以下「大型自動二輪車等」という。)の二人乗り運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者(第二号に規定する者を除く。)に対するもの

八 運転に関する技能及び知識に習熟しようとする者(第一号及び第二号に規定する者を除く。)に対するもの(前二号に掲げるものを除く。)

(運転免許取得者等教育指導員)

第二条 法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの(以下「運転免許取得者等教育指導員」という。)とする。

一 前条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類(一般原動機付自転車を用いる場合にあっては、大型自動二輪車等。イ(1)及び(2)において同じ。)に係るものに限る。)又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は一般原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。以下「免許」という。)を現に受けている者(免許の効力を停止されている者を除く。)

イ 次のいずれかに該当する者

(1) 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。)

(2) 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であって国家公安委員会が指定するものを修了した者(当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類に係るものに限る。)

(3) 当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車等の種類に係る運転免許取得者等教育に従事した経験の期間が三年以上の者で、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が当該自動車等の種類に係る運転免許取得者等教育に関し(1)又は(2)に掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認めるもの

(4) 応急救護処置の指導又は運転適性指導(法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導をいう。以下この(4)において同じ。)を行う場合において、公安委員会が応急救護処置の指導又は運転適性指導に必要な能力を有すると認める者

ロ 次のいずれにも該当しない者

(1) 二十一歳未満の者

(2) 法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(3) 自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律(平成二十五年法律第八十六号)第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪(法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せ

られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

二 前条第三号に掲げる課程 次のいずれにも該当する者

イ 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号）第七条第二項第二号から第四号までのいずれにも該当する者

ロ 前号ロ（１）から（３）までのいずれにも該当しない者

（設備）

第三条 法第百八条の三十二の二第一項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。

一 次に掲げるコース

イ 第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね長円形で、六十メートル（大型自動二輪車等を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては五十メートル、一般原動機付自転車を用いて行う運転免許取得者等教育にあつては二十メートル）以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

ロ 二輪車に係る運転免許取得者等教育（第一条第五号に掲げる課程以外の課程に係るものに限る。）にあつては、おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

ハ 第一条第三号に掲げる課程に係る運転免許取得者等教育にあつては、おおむね直線で、周回コースと連絡する幹線コース

ニ イからハまでに掲げるもののほか、法第百八条の三十二の二第一項の認定に係る運転免許取得者等教育に適する形状及び構造を有する坂道コース、屈折コース、曲線コースその他の種類のコース

二 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者等教育を行うために必要な建物その他の設備

（課程の基準）

第四条 第一条第六号に掲げる課程に係る第百八条の三十二の二第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十歳未満の者に対して行われるものであること。

二 次の表の上欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

教育事項	教育方法
一 道路交通の現状及び交通事故の実態	一 自動車等、教本、視聴覚教材、自動車等の運転について必要な適性を検査する用具その他必要な教材を用いて行うこと。
二 運転者としての資質の向上に関すること。	二 自動車等の運転について必要な知識に関する討議及び指導を含むものであること。
三 自動車等の安全な運転に必要な知識	

四 自動車等の運転について必要な適性及び技能	三 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース若しくは道路における自動車等の運転若しくは運転シミュレーターの操作をさせることにより行う検査、運転適性検査器材を用いた検査又は筆記による検査によるものに基づく個別的指導を含むものであること。 四 運転免許取得者等教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者等教育指導員一人当たりおおむね十人以下であること。
------------------------	---

三 教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上であること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第六号に掲げる課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

2 第一条第三号に掲げる課程に係る法第百八条の三十二の二第一項第三号ロの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上の者に対して行われるものであること。

二 次の表の上欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

教育事項	教育方法
一 運転者としての資質の向上に関すること。	一 普通自動車、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材その他必要な教材を用いて行うこと。
二 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性	二 自動車等の運転について必要な適性に関する調査でコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査及び運転適性検査器材を用いた検査（普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。以下この条において同じ。）以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。以下この条において「令」という。）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する課
三 道路交通の現状及び交通事故の実態その他の自動車等の運転について必要な知識	

	程にあつては、自動車等の運転について必要な適性に関する調査で運転適性検査器材を用いた検査）によるものに基づく指導を含むものであること。 三 この表の下欄第二号に規定する指導にあつては、運転免許取得者等教育を受けようとする者の数が、運転免許取得者等教育指導員一人当たり五人以下であること。
--	---

三 教育時間が二時間以上（普通自動車対応免許以外の免許のみを受けようとし、又は受けている者及び令第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当する者に対する課程にあつては、一時間以上）であること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第三号に掲げる課程に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

3 第一条各号（第三号及び第六号を除く。）に掲げる課程に係る法第百八条の三十二の二第一項第三号ハの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 次の表の上欄に掲げる課程の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる教育事項について、同表の下欄に掲げる教育方法により、あらかじめ教育計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

課程の区分	教 育 事 項	教育方法
一 第一条第一号に掲げる課程	イ 普通自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 普通自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	普通自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
二 第一条第二号に掲げる課程	イ 二輪車の運転について必要な技能及び知識 ロ 二輪車の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	二輪車、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
三 第一条第四号に掲げる課程	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 身体の機能の状況その他の自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材、運転適性検査器材等必要な教材を用いて行うこと。

四 第一条第五号に掲げる課程	イ 気候、地形その他の地域の特性に応じた自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、運転シミュレーター、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
五 第一条第七号に掲げる課程	イ 大型自動二輪車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 大型自動二輪車等の二人乗り運転について必要な技能及び知識 ハ 大型自動二輪車等の運転について必要な適性 ニ 運転者としての資質の向上に関すること。	大型自動二輪車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
六 第一条第八号に掲げる課程	イ 自動車等の運転について必要な技能及び知識 ロ 自動車等の運転について必要な適性 ハ 運転者としての資質の向上に関すること。	自動車等、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
備考 この表の中欄に掲げる教育事項のうち、同表の一の項ロ及びハ、二の項ロ及びハ、三の項ハ、四の項ロ、五の項ハ及びニ並びに六の項ロ及びハに掲げる教育事項についての運転免許取得者等教育は、行わなくてもよい。		

二 各々の運転免許取得者等教育の課程に係る教育時間が二時間以上であり、コース又は道路における自動車等の運転の実習に係る教育時間が一時間以上（同表の一の項の上欄に掲げる課程又は同表の二の項の上欄に掲げる課程（一般原動機付自転車に係るものを除く。）にあっては、二時間以上）であること。

三 この規則の規定を遵守し、その他各々の運転免許取得者等教育の課程に係る業務の適正な運営の下に、行われるものであること。

（認定の申請）

第五条 法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運転免許取得者等教育に使用する施設の名称
- 三 運転免許取得者等教育に使用する施設の所在地
- 四 運転免許取得者等教育の課程の区分
- 五 運転免許取得者等教育の課程の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合はその住民票の写し、法人である場合はその定款及び登記事項証明書
 - 二 運転免許取得者等教育指導員の名簿
 - 三 次のイ又はロに掲げる課程の区分に応じ、当該イ又はロに定める書類
 - イ 第一条第三号に掲げる課程以外の課程 教習指導員資格者証の交付を受けた運転免許取得者等教育指導員にあつては教習指導員資格者証及び運転免許証の写し、その他の運転免許取得者等教育指導員にあつては次に掲げるいずれかの書面、第二条第一号ロ
 - (1) に該当しない者であることを証する書面、同号ロ(2) 及び(3) に該当しない者であることを誓約する書面並びに運転免許証の写し
 - (1) 第二条第一号イ(1) 又は(2) に該当する者であることを証する書面
 - (2) 運転免許取得者等教育に従事した経験を証する書面及び第二条第一号イ(3) の規定による認定をするために必要な資料となるべき書面
 - (3) 第二条第一号イ(4) の規定による認定をするために必要な資料となるべき書面
 - ロ 第一条第三号に掲げる課程 第二条第二号イに該当する者であること並びに同条第一号ロ(1) に該当しない者であることを証する書面並びに同号ロ(2) 及び(3) に該当しない者であることを誓約する書面
 - 四 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いるコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面
 - 五 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる建物その他の設備の状況を明らかにした図面
 - 六 運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車等、教本、視聴覚教材その他の教材の一覧表
 - 七 運転免許取得者等教育の課程に係る教育事項、教育方法、教育時間、年間の実施回数等を定めた教育計画書
- 3 法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、若しくは管理する者又は法第百八条の三十二の二第一項若しくは第百八条の三十二の三第一項の認定を現に受けている者が、当該届出をし、又は当該認定を受けた公安委員会から法第百八条の三十二の二第一項の認定を受けようとする場合の申請書には、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

関係法令（抜粋）

法令 5－30

道路交通法（昭和35年法律第105号）

（運転免許取得者等検査の認定）

第百八条の三十二の三 免許を現に受けている者又は特定失効者若しくは特定取消処分者に対し加齢に伴って生ずるその者の身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認するための検査（以下「運転免許取得者等検査」という。）を、自動車教習所である施設その他の施設を用いて行う者は、国家公安委員会規則で定めるその方法の区分ごとに、当該施設の所在地を管轄する公安委員会に申請して、当該施設において当該方法により行う運転免許取得者等検査が次の各号のいずれにも適合している旨の認定を受けることができる。

- 一 公安委員会が運転免許取得者等検査に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うことができる者として国家公安委員会規則で定める者により行われるものであること。
- 二 第九十九条第一項第四号の政令で定める基準に適合した設備その他の運転免許取得者等検査を効果的かつ適切に行うための設備として国家公安委員会規則で定める設備を用いて行われるものであること。
- 三 当該方法が次に掲げる基準のいずれかに適合するものであること。
 - イ 認知機能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
 - ロ 運転技能検査と同等の効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、加齢に伴って生ずる身体の機能又は運転の技能の低下が自動車等の運転に及ぼす影響を確認する効果がある方法の基準として国家公安委員会規則で定める基準

- 2 前条第二項から第六項までの規定は、運転免許取得者等検査について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、同条第三項中「課程」とあるのは「方法」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第四項中「、第一項」とあるのは「、次条第一項」と、「第百八条の三十二の二第一項」とあるのは「第百八条の三十二の三第一項」と、同条第五項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第六項中「前各項」とあるのは「第二項から前項まで及び次条第一項」と、「第一項」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（罰則 第二項については第二百二十三条の二）

（教習指導員）

第九十九条の三 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能及び知識の

教習を行わせるため、教習指導員を選任しなければならない。

- 2 第四項の教習指導員資格者証の交付を受けていない者は、教習指導員となることができない。
- 3 指定自動車教習所を管理する者は、自動車の運転に関する技能又は知識の教習を、教習指導員以外の者に行わせてはならない。
- 4 公安委員会は、次の各号のいずれにも該当する者に対し、教習指導員資格者証を交付する。
 - 一 次のいずれかに該当する者
 - イ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査に合格した者
 - ロ 自動車安全運転センターが行う自動車の運転に関する研修の課程であつて国家公安委員会が指定するものを修了した者
 - ハ 公安委員会が国家公安委員会規則で定めるところにより自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関しイ又はロに掲げる者と同等以上の技能及び知識があると認める者
 - 二 次のいずれにも該当しない者
 - イ 二十一歳未満の者
 - ロ 次項において準用する前条第五項第二号又は第三号に該当して次項において準用する同条第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者
 - ハ 前条第四項第二号ロからニまでのいずれかに該当する者
- 5 前条第五項及び第六項の規定は、教習指導員資格者証について準用する。この場合において、同条第五項第三号中「技能検定員」とあるのは、「教習指導員」と読み替えるものとする。

運転免許取得者等検査の認定に関する規則〔令和四年二月十日号外国家公安委員会規則第八号〕

(方法の区分)

第一条 道路交通法（以下「法」という。）第百八条の三十二の三第一項の国家公安委員会規則で定める運転免許取得者等検査の方法の区分は、次に掲げるとおりとする。

- 一 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五条の二第一項に規定する認知機能に関する検査を行う方法
- 二 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車の運転について必要な技能に関する検査を行う方法

(運転免許取得者等検査員)

第二条 法第百八条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であつて、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等検査員」という。）とする。

一 前条第一号に掲げる方法 運転免許に係る講習等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第四号。以下「講習規則」という。）第四条第二項第一号に定める者

二 前条第二号に掲げる方法 次のいずれにも該当する者

イ 講習規則第四条第二項第二号に定める者

ロ 次のいずれにも該当しない者

(1) 法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(2) 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者

(設備)

第三条 法第百八条の三十二の三第一項第二号の国家公安委員会規則で定める設備は、次に掲げるとおりとする。

一 第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査にあつては、おおむね長円形で、六十メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース及びおおむね直線で、周回コースと連絡する幹線コース

二 前号に掲げるもののほか、当該認定に係る運転免許取得者等検査を行うために必要な建物その他の設備

(方法の基準)

第四条 第一条第一号に掲げる方法に係る法第百八条の三十二の三第一項第三号イの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 法第八十九条第一項の規定により免許申請書を提出する日又は法第百一条の三第一項に規定する更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上の者に対して行われるものであること。

二 道路交通法施行規則（以下「府令」という。）第二十六条の三第一項に規定する方法により行われるものであり、かつ、府令第二十九条の三第一項第一号の式により数値を

算出することにより採点が行われるものであること。

三 あらかじめ検査計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第一号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

2 第一条第二号に掲げる方法に係る法第百八条の三十二の三第一項第三号ロの国家公安委員会規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一 前項第一号に規定する者（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許を受けようとし、又は現に受けている者であって、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十四条の三第四項又は第三十七条の六の三の基準に該当するものに限る。）に対して行われるものであること。

二 府令第二十六条の五第一項各号に掲げる項目を含む項目について、同条第二項及び第五項に規定する方法により、普通自動車を使用して行われるものであり、かつ、同条第三項に規定する方法により採点が行われるものであること。

三 あらかじめ検査計画を作成し、これに基づいて行われるものであること。

四 この規則の規定を遵守し、その他第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査に係る業務を適正かつ確実に行うことができる者として公安委員会が指定する者の運営の下に、行われるものであること。

（認定の申請）

第六条 法第百八条の三十二の三第一項の認定を受けようとする者は、公安委員会に、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 運転免許取得者等検査に使用する施設の名称
- 三 運転免許取得者等検査に使用する施設の所在地
- 四 運転免許取得者等検査の方法の区分
- 五 運転免許取得者等検査の方法の名称

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 申請者が個人である場合はその住民票の写し、法人である場合はその定款及び登記事項証明書
- 二 運転免許取得者等検査員の名簿
- 三 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じ、当該イ又はロに定める書面
 - イ 第二条第一号に定める運転免許取得者等検査員 同号に定める者であることを証する書面
 - ロ 第二条第二号に定める運転免許取得者等検査員 同号イに該当する者であることを

証する書面及び同号ロに該当する者であることを誓約する書面

四 第一条第二号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査にあつては、当該運転免許取得者等検査に用いるコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面

五 運転免許取得者等検査に用いる建物その他の設備の状況を明らかにした図面

六 運転免許取得者等検査に用いる普通自動車その他の器材の一覧表

七 運転免許取得者等検査に係る検査方法、年間の実施回数等を定めた検査計画書

3 法第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所を設置し、若しくは管理する者又は法第百八条の三十二の二第一項若しくは第百八条の三十二の三第一項の認定を現に受けている者が、当該届出をし、又は当該認定を受けた公安委員会から同項の認定を受けようとする場合の申請書には、前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる書類を添付することを要しない。

関係法令（抜粋）

法令 11－3

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則〔令和四年二月十日
号外国家公安委員会規則第四号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ 普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次に定めるところにより行われるものであること。

イ 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

- ロ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - ハ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - ニ 教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。
 - ホ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。
 - ヘ 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- 3 令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 4 令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。
 - 二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。
 - イ 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。
 - ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- 三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる	一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二 普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第一欄へに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三 教習を受ける者一人に対する	二十七時限以上

事項を除く。) ハ 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、ニからへまでに掲げる事項を除く。) ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行 ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行 ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。 四 この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 五 この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 六 この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。 七 この項第一欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへ	
--	---	--

	までに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。 八 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
備考 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。		

- 5 令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 6 令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 7 令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 8 令第三十四条第八項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車（以下「牽（けん）引自動車」という。）によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当

該牽（けん）引自動車」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「牽（けん）引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

- 9 令第三十四条第十項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

関係法令（抜粋）

法令 11-4

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則〔令和四年二月十日
号外国家公安委員会規則第四号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ 普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次に定めるところにより行われるものであること。

イ 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

- ロ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - ハ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - ニ 教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。
 - ホ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。
 - ヘ 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- 3 令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 4 令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。
 - 二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。
 - イ 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。
 - ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- 三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる	一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二 普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第一欄へに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三 教習を受ける者一人に対する	二十七時限以上

事項を除く。) ハ 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、ニからへまでに掲げる事項を除く。) ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行 ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行 ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。 四 この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 五 この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 六 この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。 七 この項第一欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへ	
--	---	--

	までに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。 八 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
備考 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。		

- 5 令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 6 令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 7 令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 8 令第三十四条第八項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車（以下「牽（けん）引自動車」という。）によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当

該牽（けん）引自動車」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「牽（けん）引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

- 9 令第三十四条第十項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

関係法令（抜粋）

法令 11－5

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則〔平成六年二月二十五日号外国家公安委員会規則第一号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十三条の五の三第一項第一号ハ、第二項第一号ハ又は第四項第一号ハの規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条、次条及び第八条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下「届出自動車教習所」という。）が運転免許（以下「免許」という。）を受けようとする者に対し行う教習の課程（法第九十九条第一項に規定する指定自動車教習所が当該指定に係る免許を受けようとする者に対し行う教習の課程を除く。）について、当該自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 大型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの

- （1） 二十一歳未満の者
- （2） 過去三年以内に法第九十九条の五第五項に規定する卒業証明書若しくは修了証明書又は第五条に規定する終了証明書の発行に関し不正な行為をした者
- （3） 法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
- （4） 自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者
- （5） 法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項第二号又は第

三号に該当して法第九十九条の三第五項において準用する法第九十九条の二第五項の規定により教習指導員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して三年を経過していない者

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（大型）に係る教習を行うために必要な数の大型自動車（専ら貨物を運搬する構造の自動車（以下「貨物自動車」という。）に限る。以下この項において同じ。）、中型自動車（貨物自動車に限る。以下この項及び次項において同じ。）、準中型自動車（貨物自動車に限る。以下同じ。）若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、大型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。次号において「府令」という。）第三十三条第五項第一号ホの運転シミュレーター（以下「運転シミュレーター」という。）

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（大型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能	大型自動車又は運転シミュレーターを用い、大型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能	大型自動車又は運転シミュレーターを用い、大型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	一 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結の状態にある路面での走行に係る教習（以下「凍結路面教習」という。）を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなく	

	ても凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。))。 二 大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、府令第三十三条第五項第二号二の模擬人体装置(以下「模擬人体装置」という。)、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 大型免許に係る届出自動車教習所指導員(都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	三時限以上
備考 一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。 二 教習は、大型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 四 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、大型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の運転に係る危険を予測した運転(以下「貨物自動車の危険予測運転」という。)に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。 六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重が貨物自動車の運転操作に与える影響を理解するための走行に係る教習(次項において「荷重教習」という。)については、中型自動車又は準中型自動車を用いて行うことができる。		

- 七 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- 八 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であって、夜間対向車の灯火により眩^{げん}感されることその他交通の状況を視覚により認知することが困難になることを体験すること（以下「眩^{げん}感等体験」という。）によるものについては、大型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は大型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。
- 九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、大型自動車、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。
- 十 現に普通自動車免許（以下「普通免許」という。）、大型自動二輪車免許（以下「大型二輪免許」という。）若しくは普通自動二輪車免許（以下「普通二輪免許」という。）を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

3 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車免許（以下「中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 中型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（中型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型免許に係るものを修了した者であって、前項第一号ロ（１）から（５）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（中型）に係る教習を行うために必要な数の中型自動車、準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（中型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能	中型自動車又は運転シミュレーターを用い、中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能	中型自動車又は運転シミュレーターを用い、中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	一 中型自動車、準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと(教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。) 二 中型自動車、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 中型免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。	三時限以上

	三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	
備考		
一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。 二 教習は、大型自動車仮免許又は中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 四 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 五 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。 六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部として行う荷重教習については、準中型自動車を用いて行うことができる。 七 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。 八 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であって、眩^{げん}惑等体験によるものについては、中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。 九 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、中型自動車、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。		

十 現に普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

4 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（準中型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（準中型自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「準中型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 準中型免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（準中型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で準中型免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（１）から（５）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な数の準中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、準中型免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（準中型）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能	準中型自動車又は運転シミュレーターを用い、準中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、準中型自動車をを用い、届出自動車教	二時限以上

	習所のコースにおいて行うこと。	
普通乗用自動車(普通自動車のうち、貨物自動車を除いたものをいう。以下この表において同じ。)の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能	普通乗用自動車又は運転シミュレーターを用い、普通乗用自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、普通乗用自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。	一時限以上
貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能	準中型自動車又は運転シミュレーターを用い、準中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能	一 準中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと(教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができ	

	ると認められる場合を除く。))。 二 準中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	
高速自動車国道及び自動車専用道路(以下「高速自動車国道等」という。)における普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 準中型免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	三時限以上
備考 一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。 二 教習は、大型自動車仮免許、中型自動車仮免許又は準中型自動車仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。		

- 三 現に普通免許を受けている者に対しては、普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能、貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（普通乗用自動車に係るものに限る。）、高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な技能並びに高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識に係る教習を行わないこととする。
- 四 現に普通免許を受けている者に対する教習のうち、貨物自動車及び普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車及び普通乗用自動車の安全な運転に必要な知識（貨物自動車に係るものに限る。）に係る教習の教習時間は一時限以上とする。
- 五 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。
- 六 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、準中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。
- 七 普通乗用自動車の運転に係る危険の予測その他の普通乗用自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通乗用自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。
- 八 貨物自動車の運転に係る危険の予測その他の貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、貨物自動車の危険予測運転に必要な技能に基づく走行に係る教習を除いたものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことにより道路において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。
- 九 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- 十 夜間における貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であって、^{げん}眩感等体験によるものについては、準中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は準中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。
- 十一 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた貨物自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、準中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設

備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

十二 現に普通免許、大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

5 令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（普通免許に係る教習の課程（以下「教習課程（普通）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（普通自動車を運転することができる免許（仮免許を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 普通免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通免許に係るものを修了した者であって、第二項第一号ロ（１）から（５）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（普通）に係る教習を行うために必要な数の普通自動車（普通免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（普通）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。ただし、交通の状況を聴覚により認知することができない状態で行う運転に係る危険を予測した運転に必要な技能に基づく走行に係る教習については、普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。	一時限以上

普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては高速自動車国道等において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
高速自動車国道等における普通自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 普通免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	三時限以上
備考 一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。 二 教習は、仮免許を現に受けている者に対し行うものとする。 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 四 普通自動車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 五 現に大型二輪免許若しくは普通二輪免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

関係法令（抜粋）

法令 11－6

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則〔平成六年二月二十五日号外国家公安委員会規則第一号〕

6 令第三十三条の五の三第二項第一号ハの規定による指定の基準（大型二輪免許に係る教習の課程（以下「教習課程（大自二）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 大型二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型二輪免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型二輪免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（１）から（５）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（大自二）に係る教習を行うために必要な数の大型自動二輪車及び運転シミュレーター

ロ おおむね長円形で、五十メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース

ハ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース

ニ イからハまでに掲げるもののほか、教習課程（大自二）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	大型自動二輪車及び運転シミュレーターを用い、大型自動二輪車を用いる場合にあっては届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
大型自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識及び大型自動二輪車の二人乗り運転に関する知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上

気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 大型二輪免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	三時限以上
備考 一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。 二 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 三 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

- 7 令第三十三条の五の三第二項第一号ハの規定による指定の基準（普通二輪免許に係る教習の課程（以下「教習課程（普自二）」という。）に限る。）は、次に掲げるとおりとする。
- 一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型二輪免許又は普通二輪免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。
- イ 普通二輪免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者
- ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通二輪免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通二輪免許に係るものを修了した者であって、第二項第一号ロ（１）から（５）までのいずれにも該当しないもの
- 二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 教習課程（普自二）に係る教習を行うために必要な数の普通自動二輪車及び運転シミュレーター
- ロ おおむね長円形で、五十メートル以上の距離を直線走行することができる部分を有する周回コース
- ハ おおむね直線で、周回コースと連絡し、コースが相互に十字形に交差する幹線コース
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、教習課程（普自二）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な技能	普通自動二輪車及び運転シミュレーターを用い、普通自動二輪車を用いる場合にあっては届出自動車教習所のコースにおいて、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
普通自動二輪車の運転に係る危険の予測その他の安全な運転に必要な知識及び普通自動二輪車の二人乗り運転に関する知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 普通二輪免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	三時限以上
備考		
一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。 二 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 三 現に普通自動車を運転することができる免許を受けている者又は令第三十三条の五の三第一項第二号ニ若しくはホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。		

関係法令（抜粋）

法令 11-7

届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則〔平成六年二月二十五日号外国家公安委員会規則第一号〕

- 8 令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。
- 一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。
- イ 大型第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者
- ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型第二種免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で大型第二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの
- 二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 教習課程（大型二種）に係る教習を行うために必要な数の乗車定員三十人以上のバス型の大型自動車（以下この項において「バス型の大型自動車」という。）、乗車定員十一人以上二十九人以下のバス型の中型自動車（以下「バス型の中型自動車」という。）若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター
- ロ イに掲げるもののほか、教習課程（大型二種）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備
- 三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の大型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車を用いる場合にあつては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあつては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上

夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の大型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の大型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	一 バス型の大型自動車、バス型の中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと（教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。）。 二 バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識	バス型の大型自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 大型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員（公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。）が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	六時限以上
備考		

- 一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。
- 二 教習は、バス型の大型自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。
- 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。
- 四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、バス型の大型自動車をを用いて行うものと併せて行うものとする。
- 五 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。
- 六 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であって、^{げん}眩惑等体験によるものについては、バス型の大型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又はバス型の大型自動車をを用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。
- 七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、バス型の大型自動車、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。
- 八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の中型自動車若しくは普通自動車をを用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。
- 九 令第三十三条の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

9 令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（中型二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型第二種免許又は中型第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 中型第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（中型第二種免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で中型第二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（中型二種）に係る教習を行うために必要な数のバス型の中型自動車若しくは普通自動車（これらの自動車のうち、中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（中型二種）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄(教習事項の区分)	第二欄(教習方法)	第三欄(教習時間)
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能	バス型の中型自動車又は運転シミュレーターを用い、バス型の中型自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車	一 バス型の中型自動車、普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと(教習を行う路面の状態によ	一時限以上

の安全な運転に必要な技能	り当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができる」と認められる場合を除く。))。 二 バス型の中型自動車又は普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	
身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識	バス型の中型自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 中型第二種免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急救護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	六時限以上
備考		
一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。 二 教習は、バス型の中型自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、バス型の中型自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 五 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。		

六 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であつて、^{げん}眩惑等体験によるものについては、バス型の中型自動車及び運転シミュレーターを用いず、又はバス型の中型自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。

七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、バス型の中型自動車又は普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあつては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。

八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の大型自動車若しくは普通自動車を用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。

九 令第三十三条の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

10 令第三十三条の五の三第四項第一号ハの規定による指定の基準（普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（普通二種）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。

一 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型第二種免許、中型第二種免許又は普通第二種免許を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。

イ 普通第二種免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者

ロ 法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（普通第二種免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程で普通第二種免許に係るものを修了した者であつて、第二項第一号ロ（1）から（5）までのいずれにも該当しないもの

二 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 教習課程（普通二種）に係る教習を行うために必要な数の普通自動車（普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項において同じ。）又は運転シミュレーター

ロ イに掲げるもののほか、教習課程（普通二種）に係る教習を行うために必要な建物その他の設備

三 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	二時限以上
旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等必要な教材を用い、討論の方式により、届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能	普通自動車又は運転シミュレーターを用い、普通自動車を用いる場合にあっては道路において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能	一 普通自動車又は運転シミュレーターを用いて行うこと。ただし、普通自動車を用いる場合にあっては、凍結路面教習を行うことができる設備を併せ用いて行うこと(教習を行う路面の状態により当該設備を用いなくても凍結路面教習を行うことができると認められる場合を除く。))。 二 普通自動車を用いる場合にあっては道路又は届出自動車教習所のコースその他の設備において、運転シミュレーターを用いる場合にあっては届出自動車教習所の建物において行うこと。	一時限以上
身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識	普通自動車を用い、届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと。	一時限以上
気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じ	一 教本、模擬人体装置、視聴覚教材等必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 二 普通第二種免許に係る届出自動車教習所指導員(公安委員会が応急救	六時限以上

た対応その他の応急救護処置に必要な知識	護処置の指導に必要な能力を有すると認める者に限る。)が行うこと。 三 模擬人体装置による応急救護処置に関する実技訓練を含むものであること。	
備考 一 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。 二 教習は、普通自動車を運転することができる免許を現に受けている者に対し行うものとする。 三 運転シミュレーターによる教習は、届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことにより届出自動車教習所の建物において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所の建物以外の設備において行うことができる。 四 旅客自動車の運転に係る危険の予測その他の旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、運転シミュレーターを用いて行うものについては、普通自動車を用いて行うものと併せて行うものとする。 五 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習については、夜間における道路での教習が困難と認められる場合には、日没時に近接した時間に届出自動車教習所のコースその他の設備において公安委員会が適当と認める方法により行うことができる。 六 夜間における旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習の一部であって、^{げん}眩惑等体験によるものについては、普通自動車及び運転シミュレーターを用いず、又は普通自動車を用いて行う場合に届出自動車教習所のコースその他の設備において行うことができる。 七 路面が凍結の状態にある場合その他の悪条件下にある場合における運転の危険性に応じた旅客自動車の安全な運転に必要な技能に係る教習のうち、普通自動車及び凍結路面教習を行うことができる設備を用いて行うものについては、届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことにより届出自動車教習所のコースその他の設備において行ったのと同等の教習効果があると認められる場合にあっては、当該届出自動車教習所のコースその他の設備以外の設備において行うことができる。 八 身体障害者、高齢者等が旅客である場合における旅客自動車の安全な運転その他の交通の安全の確保について必要な知識に係る教習の一部については、バス型の大型自動車若しくはバス型の中型自動車を用いて届出自動車教習所のコースその他の設備において行うこと又は教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて届出自動車教習所の建物において行うことができる。		

九 令第三十三条の五の三第一項第二号ニ又はホに該当する者に対しては、気道確保、人工呼吸、心臓マッサージ、止血、被覆、固定、交通事故に係る傷病者の負傷等の状態に応じた対応その他の応急救護処置に必要な知識に係る教習を行わないことができる。

関係法令（抜粋）

法令 11－8

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則〔令和四年二月十日
号外国家公安委員会規則第四号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ 普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次に定めるところにより行われるものであること。

イ 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

- ロ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - ハ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - ニ 教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。
 - ホ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。
 - ヘ 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- 3 令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 4 令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。
 - 二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。
 - イ 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。
 - ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- 三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる	一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二 普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第一欄へに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三 教習を受ける者一人に対する	二十七時限以上

事項を除く。) ハ 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、ニからへまでに掲げる事項を除く。） ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行 ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行 ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。 四 この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 五 この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 六 この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。 七 この項第一欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへ	
--	---	--

	までに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。 八 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
備考 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。		

- 5 令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 6 令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 7 令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 8 令第三十四条第八項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車（以下「牽（けん）引自動車」という。）によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当

該牽（けん）引自動車」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「牽（けん）引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

- 9 令第三十四条第十項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

関係法令（抜粋）

法令 11－9

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則〔令和四年二月十日
号外国家公安委員会規則第四号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ 普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次に定めるところにより行われるものであること。

イ 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

- ロ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - ハ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - ニ 教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。
 - ホ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。
 - ヘ 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- 3 令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 4 令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。
 - 二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。
 - イ 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。
 - ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- 三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる	一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二 普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第一欄へに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三 教習を受ける者一人に対する	二十七時限以上

事項を除く。) ハ 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、ニからへまでに掲げる事項を除く。) ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行 ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行 ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。 四 この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 五 この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 六 この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。 七 この項第一欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへ	
--	---	--

	までに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。 八 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
備考 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。		

- 5 令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 6 令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 7 令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 8 令第三十四条第八項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車（以下「牽（けん）引自動車」という。）によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当

該牽（けん）引自動車」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「牽（けん）引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

- 9 令第三十四条第十項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

関係法令（抜粋）

法令 11-10

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則〔令和四年二月十日
号外国家公安委員会規則第四号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ 普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次に定めるところにより行われるものであること。

イ 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

- ロ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - ハ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - ニ 教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。
 - ホ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。
 - ヘ 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- 3 令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 4 令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。
 - 二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。
 - イ 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。
 - ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- 三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる	一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄ヘに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二 普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄ヘに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第一欄ヘに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三 教習を受ける者一人に対する	二十七時限以上

事項を除く。) ハ 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、ニからへまでに掲げる事項を除く。） ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行 ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行 ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。 四 この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 五 この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 六 この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。 七 この項第一欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへ	
--	---	--

	までに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。 八 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
備考 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。		

- 5 令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 6 令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 7 令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 8 令第三十四条第八項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車（以下「牽（けん）引自動車」という。）によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当

該牽（けん）引自動車」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「牽（けん）引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

- 9 令第三十四条第十項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

関係法令（抜粋）

法令 11－11

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則〔令和四年二月十日
号外国家公安委員会規則第四号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ 普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次に定めるところにより行われるものであること。

イ 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

- ロ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - ハ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - ニ 教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。
 - ホ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。
 - ヘ 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- 3 令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。
この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 4 令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。
 - 二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。
 - イ 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。
 - ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- 三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる	一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二 普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第一欄へに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三 教習を受ける者一人に対する	二十七時限以上

事項を除く。) ハ 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、ニからへまでに掲げる事項を除く。) ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行 ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行 ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。 四 この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 五 この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 六 この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。 七 この項第一欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへ	
--	---	--

	までに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。 八 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
備考 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。		

- 5 令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 6 令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 7 令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 8 令第三十四条第八項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車（以下「牽（けん）引自動車」という。）によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当

該牽（けん）引自動車」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「牽（けん）引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

- 9 令第三十四条第十項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

関係法令（抜粋）

法令 11-12

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則〔令和四年二月十日
号外国家公安委員会規則第四号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ 普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次に定めるところにより行われるものであること。

イ 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

- ロ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - ハ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - ニ 教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。
 - ホ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。
 - ヘ 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- 3 令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 4 令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。
 - 二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。
 - イ 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。
 - ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- 三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる	一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二 普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第一欄へに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三 教習を受ける者一人に対する	二十七時限以上

事項を除く。) ハ 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、ニからへまでに掲げる事項を除く。） ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行 ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行 ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。 四 この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 五 この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 六 この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。 七 この項第一欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへ	
--	---	--

	までに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。 八 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
備考 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。		

- 5 令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 6 令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 7 令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 8 令第三十四条第八項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車（以下「牽（けん）引自動車」という。）によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当

該牽（けん）引自動車」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「牽（けん）引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

- 9 令第三十四条第十項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

関係法令（抜粋）

法令 11-13

大型自動車免許の欠格事由等の特例に係る教習の課程の指定に関する規則〔令和四年二月十日
号外国家公安委員会規則第四号〕

（指定の基準等）

第一条 道路交通法施行令（以下この条及び次条において「令」という。）第三十二条の七第二号、第三十二条の八第二号又は第三十四条第二項、第四項、第五項、第七項、第八項若しくは第十項の規定による指定は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条において「法」という。）第九十八条第二項の規定による届出をした自動車教習所（以下この条、次条及び第四条において「届出自動車教習所」という。）が行う教習の課程について、当該届出自動車教習所を設置し、又は管理する者の申請に基づき行うものとする。

2 令第三十二条の七第二号の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。

一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。

二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。

イ 普通自動車対応免許（法第七十一条の五第三項に規定する普通自動車対応免許をいう。第四項第二号イ（第五項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除く。）であること。

ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。

ハ 運転適性指導員（法第百八条の四第一項第一号に規定する運転適性指導員をいう。次条第二項第三号において同じ。）であること。

三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。

イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。以下この条において「府令」という。）別表第三に定める基準に適合するコース

ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第六項及び第八項において準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次に定めるところにより行われるものであること。

イ 運転者としての資質の向上に関すること及び大型自動車の運転について必要な適性について行うこと。

- ロ あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、普通自動車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。
 - ハ 届出自動車教習所のコース又は道路における普通自動車の運転をさせることにより行う検査、筆記又は口頭による検査その他の大型自動車の運転について必要な適性に関する調査に基づく個別的指導を含むものであること。
 - ニ 教習時間は、一教習時限につき五十分とし、七時限以上行うこと。
 - ホ 教習を受ける者一人に対する一日の教習時間（普通自動車による教習の教習時間に限る。）は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。）。
 - ヘ 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。
- 3 令第三十二条の八第二号の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ及びハ中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 4 令第三十四条第二項の規定による指定の基準は、次に掲げるとおりとする。
- 一 令第三十五条第一項各号に掲げる要件を備えた当該届出自動車教習所を管理する者が置かれている届出自動車教習所において行われるものであること。
 - 二 届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員であって、次のいずれにも該当するものにより行われるものであること。
 - イ 普通自動車対応免許を現に受けている者（運転免許の効力を停止されている者を除き、第四号の表一の項第一欄ロに掲げる事項（鋭角コースの通過及び転回に限る。）、同欄ハに掲げる事項（転回に限る。）及び同欄ホに掲げる事項並びに同項第二欄第六号及び第七号に規定する教習効果の確認に係る教習にあつては、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許を現に受けている者に限る。）であること。
 - ロ 普通自動車免許に係る教習指導員資格者証の交付を受けた者であること。
- 三 次に掲げる設備を使用して行われるものであること。
- イ 敷地の面積が八千平方メートル以上であり、かつ、種類、形状及び構造が府令別表第三に定める基準に適合するコース
 - ロ 当該教習を行うために必要な数の普通自動車（前号に規定する職員が危険を防止するための応急の措置を講ずることができる装置を備えたものに限る。以下この項（次項、第七項及び第九項において準用する場合を含む。）において同じ。）及び運転シミュレーター（府令第三十三条第五項第一号ホに規定する運転シミュレーターをいう。次号（次項、第七項及び第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において同じ。）

ハ イ及びロに掲げるもののほか、当該教習を行うために必要な建物その他の設備

四 次の表の第一欄に掲げる教習事項の区分に応じ、同表の第二欄に掲げる教習方法により、あらかじめ教習計画を作成し、これに基づいて同表の第三欄に掲げる教習時間行われるものであること。

第一欄 (教習事項の区分)	第二欄 (教習方法)	第三欄 (教習時間)
一 大型自動車の運転に必要な技能に関する次に掲げる事項 イ 自動車の構造を踏まえた各装置の操作その他自動車の運転に係る操作 ロ 交差点の通行、横断歩道及び踏切の通過、坂道における走行（坂道における一時停止及び発進を含む。）、鋭角コースの通過、方向変換、縦列駐車、転回その他の自動車の運転に係る走行（ハからヘまでに掲げる	一 普通自動車を用いて行うこと。ただし、この項第一欄ホ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習の一部として行う他人の運転を観察させることによる教習（次号において「観察教習」という。）に限る。）は、運転シミュレーターを用いて行うことができる。 二 普通自動車による教習は、府令第三十三条第五項第一号ニに規定する単独教習により行うこと。ただし、この項第一欄ニ及びヘに掲げる事項に係る教習（同欄へに掲げる事項に係る教習にあつては、当該教習を二時限連続して行った後に引き続き二の項第一欄に掲げる事項に係る教習を行う場合におけるもの又はこの項第一欄へに掲げる事項に係る教習の一部として行う観察教習に限る。）は、同号ニに規定する複数教習（次号において「複数教習」という。）により行うことができる。 三 教習を受ける者一人に対する	二十七時限以上

事項を除く。) ハ 府令第二十一条の二の表に規定する交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じた運転に係る走行（転回を含み、ニからへまでに掲げる事項を除く。） ニ 運転者が交通法規に従い、道路及び交通の状況に応じて設定した経路による走行 ホ 時間的余裕がない場合における安全な運転に係る走行 ヘ 危険の予測その他の安全な運転に必要な技能に基づく走行	一日の教習時間は、三時限を超えないこと（一日に三時限の教習を行う場合には、連続して三時限の教習を行わないこと。ただし、複数教習又は運転シミュレーターによる教習を二時限行う場合は、この限りでない。）。 四 この項第一欄イ、ロ及びホに掲げる事項に係る教習は、届出自動車教習所のコースにおいて行うこと。ただし、同欄ホに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 五 この項第一欄ハ、ニ及びヘに掲げる事項に係る教習は、道路において行うこと。ただし、同欄ヘに掲げる事項に係る教習について、運転シミュレーターを用いて行う場合には、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。 六 この項第一欄イ及びロに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限においてその教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ同欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習を行うこと。 七 この項第一欄ハからへまでに掲げる事項に係る教習の最後の教習時限において同欄イからへ	
--	---	--

	までに掲げる事項に係る教習の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了すること。 八 同時にコースにおいて使用する自動車一台当たりのコース面積が二百平方メートル以下にならないようにして教習を行うこと。	
二 危険の予測その他の安全な運転に必要な知識	教本、視聴覚教材等教習に必要な教材を用い、届出自動車教習所の建物その他の設備において行うこと。	二時限以上
備考 この表において、教習時間は、一教習時限につき五十分とする。		

- 5 令第三十四条第四項の規定による指定の基準については、前項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「中型自動車」と読み替えるものとする。
- 6 令第三十四条第五項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車（以下「旅客自動車」という。）」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 7 令第三十四条第七項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で行う法第八十五条第十一項に規定する旅客自動車」と読み替えるものとする。
- 8 令第三十四条第八項の規定による指定の基準については、第二項の規定を準用する。この場合において、同項第四号イ中「大型自動車」とあるのは「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車（以下「牽（けん）引自動車」という。）によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両（以下「旅客用車両」という。）を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当

該牽（けん）引自動車」と、同号ハ中「大型自動車」とあるのは「牽（けん）引自動車によって旅客用車両を旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。

- 9 令第三十四条第十項の規定による指定の基準については、第四項の規定を準用する。この場合において、同項第四号の表一の項第一欄中「大型自動車」とあるのは、「法第七十五条の八の二第一項に規定する牽（けん）引自動車によって法第八十五条第十一項に規定する旅客用車両を道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第三項に規定する旅客自動車運送事業に係る旅客を運送する目的で牽（けん）引して行う当該牽（けん）引自動車」と読み替えるものとする。